

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部警務部拠点整備課

委 託 名 R 1 警 営 徳 島 県 警 察 本 部 運 転 免 許 セ ン タ ー 松 ・ 満 穂 他 定 期 点 検 業 務

監 督 員 総 括 監 督 員 専 門 官 笠 谷 利 夫
主 任 監 督 員 係 長 関 口 幹 周
現 場 監 督 員 主 任 長 尾 裕 一

別 途 発 注 委 託 無 し

・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

1 現 地 調 査

希望者は、現地調査をすることができるが、事前に警察本部拠点整備課拠点企画係の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和元年10月21日（月）正午までに、拠点整備課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）又はファクシミリ（送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

提出先 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 1 0

徳島市万代町2丁目5番地1

徳島県警察本部警務部拠点整備課拠点企画係

電 話 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1

ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 2 - 9 4 8 7

質疑書に対する回答は、質疑者に対しファクシミリにより回答する。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注 意 事 項

委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。